



適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書

この届出書は、令和五年十月一日以後提出する場合に使用します。

届出者	提出先	F01		税務署長		年	月	日	提出
	納税地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—	
		フリガナ	E01						
		納税地	F06						
	フリガナ	F03			【法人】 フリガナ	H06			
氏名又は名称	F04			【法人】 代表者氏名	H07				
法人番号	F02			登録番号	T	E02			

下記のとおり、適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項に変更があったので、消費税法第57条の2第8項の規定により届出します。

変更	変更年月日	N01	元号	年	月	日			
	変更事項	氏名又は名称						1=変更有、2=変更無 G01	
		法人（人格のない社団等を除く。）にあつては、本店又は主たる事務所の所在地						1=変更有、2=変更無 G02	
国外事業者にあつては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地 ※ 当該事務所等を国内に有しないこととなる場合は、次葉も提出してください。							1=変更有、2=変更無 G03		
内容	変更前	フリガナ	E03						
		氏名又は名称	E04						
		本店又は主たる事務所の所在地	E05						
	国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所等の所在地その他これらに準ずるものの所在地	E06							
	変更後	フリガナ	E07						
		氏名又は名称	E08						
		本店又は主たる事務所の所在地	E09						
		国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所等の所在地その他これらに準ずるものの所在地	E10						
	※ 変更後の内容については、国税庁ホームページで公表されます。 なお、常用漢字等を使用して公表しますので、届出書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。								
	参考事項	E11							
税理士署名	R01					電話番号 (税理士)	R02	— —	
税務署 整理欄	番号 確認								



適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書（次葉）

この届出書は、令和五年十月一日以後提出する場合に使用します。

※ 本届出書（次葉）は、特定国外事業者以外の国外事業者が国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しないこととなった場合に、適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書とともに提出してください。

		氏名又は名称		F04			
		引き続き、適格請求書発行事業者として事業を継続します。 （「はい」の場合は、以下の質問にも答えてください。）				「はい」欄に1又は「いいえ」欄に1	
		はい		いいえ			
		G01		G02			
特 定	消費税に関する税務代理の権限を有する税務代理人がいます。 （「はい」の場合は、次の「税務代理人」欄を記載してください。）				「はい」欄に1又は「いいえ」欄に1		
	はい		いいえ				
		G03		G04			
国 外 事 業 者 に 係 る	税	郵便番号	P01	-	電話番号	T01	-
	務	フリガナ	E01				
	代	事務所の所在地	E02				
	理	フリガナ	E03				
人	氏名等	E04					
確 認 事 項	納税管理人の届出をしています。				「はい」欄に1又は「いいえ」欄に1		
	はい		いいえ				
		G05		G06			
参 考 事 項	現在、国税の滞納はありません。				「はい」欄に1又は「いいえ」欄に1		
	はい		いいえ				
		G07		G08			
参 考 事 項	E05						